

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和4年12月28日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和4年12月28日

鹿児島県知事 塩田康一

### 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス出水中央町店

出水市中央町1379番 外

### 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出事項の新設に関する届出

令和4年9月21日

### 3 意見の概要

- (1) ハザード内(内水氾濫想定区域)に位置するため、防災対策を講じること。
- (2) 建設中の工事車両の出入りにおいて、歩行者及び登下校中の児童生徒への配慮をすること。
- (3) 完成後は交差点のある道路に面しているため、車の出入りにおいて歩行者及び児童生徒へ配慮すること。
- (4) 申請地は騒音規制法で定める基準第2種、第1号、b区域及び振動規制法で定める基準第1種、第1号区域である。近隣住民の生活に支障を与えないよう、これらの基準を遵守することとし、苦情の防止に努めること。問題が発生した場合は、申請者の責任において速やかに必要な措置を講ずること。なお、特定建設作業(工事)を行う場合は、騒音規制法及び振動規制法に基づく届出をすること。
- (5) 機材等の搬入搬出や工事の際には、市道及び法定外公共物の施設等を汚損しないこと。
- (6) 土砂、汚水、油等を水路に流出させないこと。
- (7) 万が一、上記に反するような事態が生じた場合、それぞれの施設管理者に報告し、指示を仰ぐこと。
- (8) 市道及び法定外公共物の工事を行う際は、必ず工事施工承認申請を行うこと。
- (9) 農業振興地域内の農用地区域外のため、現在のところ店舗建築に関しては支障はない。しかし、当該地周辺には農地等が存在していることから、農地、農畜産業用施設、家畜、農作物、農作業に支障を生じないように注意すること。